

下水処理水の再利用促進へ新技術基準

国交省



国土交通省下水道部を中心とする「下水処理水の再利用にかかわる水質基準等に関する委員会」の最終委員会が開催され、「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル(案)」がまとまりました。

今回のマニュアルでは、人と処理水が接触しやすいかどうかによって処理水の用途を(1)水洗トイレに使う水洗用水、(2)植樹帯、芝生、路面、グラウンドへの散水用水、(3)景観維持を主目的とする修景用水、(4)レクリエーション時に人間が触れることを想定した親水用水 4種類に分類しそれぞれについて(1)大腸菌、(2)濁度、(3)pH、(4)外観、(5)色度、(6)臭気、(7)残留塩素 7項目の水質基準を設定しました。

このうち大腸菌については従来の大腸菌群数に代え大腸菌数を指標に据え、修景用水以外は「100ミリリットルあたり不検出」を新基準としたほか、施設基準を新たに盛り込みました。

なお、人と接触する可能性が最も高い親水用水の水質基準が、最も厳しくなっています。

資料:2005年4月19日付 環境g00
2005年4月22日付 EIC ネット

総務箇所 横山美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

